

事業主の皆様へ 申告の準備はお早めに！

# 決算・消費税申告相談会のご案内

平成26年度の確定申告(決算・消費税申告)の時期となりました。所得税の申告期限は3月16日、消費税の申告は3月31日までですが、毎年期限間近になりますと混雑が予想されますので、お早めに準備し、下記個別相談会をご利用いただきますようご案内致します。

★日時 平成27年3月2日(月)・3日(火)  
両日とも午前10時～午後4時

★場所 赤穂商工会館 3階小研修室

★相談員 近畿税理士会相生支部税理士

★持参品



## <決算申告相談の方>

- ・決算書・申告書(H26年分・H25年分控え)
- ・各種控除証明書
- ・各種帳簿・月別集計表
- ・社会保険(国民年金(基金)、国民健康保険等)の支払い保険料の証明書類
- ・医療費と住宅取得控除をされる方は関係書類
- ・認印(振替納税を希望する方は金融機関の届出印も)

## <消費税申告相談の方>

- ・消費税申告書(H26年分・H25年分控え)
- ・H26年分・H24年分決算書(白色申告の方は収支内訳書)
- ・各種帳簿
- ・認印(振替納税を希望する方は金融機関の届出印も)

## ★消費税の確定申告が必要な方

- ① 基準期間(平成24年分)の課税売上高が1,000万円を超える方
- ② 基準期間(平成24年分)の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ ①、②に該当しない場合で、特定期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

★申込方法 下記申込書にご記入の上、赤穂商工会議所までご持参いただくか、  
電話(43-2727)、FAX(45-2101)にてお申し込み下さい。

★お問い合わせ先 赤穂商工会議所 赤穂市加里屋68-9 TEL. 43-2727

## 決算・消費税申告相談会申込書<3月2日(月)・3日(火)>

赤穂商工会議所(FAX 45-2101)行き

事業所名		TEL	
相談者氏名	相談日 (どちらかに○印を付けて下さい)	相談時間 (時間は30分単位でご記入下さい)	
	3月 2日(月)・3日(火)	時 分	

※申込状況により時間を調整させていただきます。

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡、情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。